同一の情報の提供

提供の日付： 2022年8月5日

公証人： 01120009　吉　田　統　宏

所属法務局： 東京法務局

公証役場： 京橋公証役場

東京都中央区京橋１―１―１０

請求対象の登簿管理番号： 22-0112000902002502

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2022年8月5日

請求対象の処理公証人： 01120009　吉　田　統　宏

所属法務局： 東京法務局

公証役場： 京橋公証役場

東京都中央区京橋１―１―１０

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

一般社団法人テスラ・オーナーズ・クラブ・ジャパン　定　款

定　　款

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　当法人は、一般社団法人テスラ・オーナーズ・クラブ・ジャパンと称し、英語表記では Tesla Owners Club Japan, と記載し、略称を「TOCJ」とする。

（主たる事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。この法人は理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

（公告方法）

第３条　当法人の公告方法は、電子公告の方法により行う。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第４条　当法人は、非政治的、非営利的な組織であり、Tesla, Inc.（本店所在地：1 Tesla Road Austin, TX 78725 USA）（以下、「TESLA」という。）の理念（持続可能なエネルギー社会）の実現に貢献すること、TESLA が生産する電気自動車の機能を深く理解し楽しいTESLAライフを実現すること、会員交流の場を提供し相互扶助に役立てることを目的とする。

（事　業）

第５条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　会員相互の親睦のための行事
(2)　走行会、映画会、研究会、見学会、旅行会、コンコース等の開催
(3)　各国のテスラ・オーナーズ・クラブの行事参加、交流会等の実施
(4)　クラブ・バッジ、カー・バッジ等クラブ制作物及びニュース等の案内と配布
(5)　テスラ・オーナーズ・クラブ・マニュアルに基づく、テスラストア公式グ

ッズの割引販売
(6) 納車時のボランティア活動
(7) チャリティイベントその他の収益からの寄付
(8) その他、目的達成のため必要な事項

第３章　社　員

（法人の構成員）
第６条　当法人は、社員及び会員で構成され、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（社員名簿）
第７条　当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

（加　入）
第８条　当法人の社員になろうとする者は、当法人の主旨に従い、その目的の達成のために主幹となって活動を行う義務を負う。
２　当法人の社員になろうとする者は、社員総会の決議により承認された場合に、当法人の社員となることができるものとする。
３　前項の社員総会の決議に関しては、出席した社員の議決権の過半数をもって行うものとする。

（除　名）
第９条　社員が次のいずれかに該当するに至った時は、当該社員を社員総会の決議にて除名することができる。
(1)本定款、総社員の覚書及びその他の規則に違反したとき。
(2)当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
(3)その他除名するべき正当な事由があるとき。
(4) TESLAが生産する電気自動車を１台も所有しない状態が１か月以上続いたとき。

（資格喪失）

第１０条　社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

⑴　退社したとき。

⑵　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

⑶　除名されたとき。

⑷　総社員の同意があったとき。

⑸　TESLAが生産する電気自動車を１台も所有しない状態が１か月以上続いたとき。

（退　社）

第１１条　社員は退社する場合には、当法人に対して、別に定める退社届を提出するものとする。

第４章　　会　　員

（会員規定）

第１２条　会員に関する規定は、定款に定めるもののほか、別に定める会員会則によるものとする。

（加　入）

第１３条　当法人の会員になろうとする者は、指定の入会申し込みフォームに必要事項を記入してウェブにより申込をし、理事会の承認を得なければならない。

２　法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者を定め、届け出なければならない。

（会員の資格喪失）

第１４条　会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)　退会したとき。

(2)　成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3)　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は廃業、解散したとき。

(4)　会費の納入が３か月以上なされなかったとき。

(5)　TESLAが生産する電気自動車を１台も所有しない状態が１か月以上続いたとき。

２　会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

（退　会）

第１５条　会員は、別に定める退会届の提出により、いつでも任意に退会することができる。

（除　名）

第１６条　会員が次のいずれかに該当するに至った時は、理事会決議によって当該会員を除名することができる。

(1)　本定款その他の規則に違反したとき。

(2)　当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3)　その他除名するべき正当な事由があるとき。

(4)　TESLAが生産する電気自動車を１台も所有しない状態が１か月以上続いたとき。

第５章　　社　員　総　会

（社員総会）

第１７条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招　集）

第１８条　社員総会の招集は、理事会の決議をもって決定し、代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により

他の理事がこれを招集する。

2　社員総会を招集するには、会日より１週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

（招集手続の省略）

第１９条　社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（決議の方法）

第２０条　社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。

(1)　社員の除名

(2)　理事・監事の解任

(3)　定款の変更

(4)　解散

（議決権）

第２１条　各社員は、各１個の議決権を有する。

（議　長）

第２２条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれに代わる。

（決議及び報告の省略）

第２３条　理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2　理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合におい

て、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（社員総会議事録）

第２４条　社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、１０年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第６章　　役　員

（役員の員数）

第２５条　当法人の理事の員数は、３名以上とする。監事は１名以上２名以内とする

（役員の資格）

第２６条　当法人の理事及び監事は、原則として当法人の社員及び会員（法人又は団体の場合にあっては、会員代表者とする）の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、社員及び会員以外のものを理事及び監事に選任することを妨げない。

（役員の選任の方法）

第２７条　当法人の理事及び監事の選任は、社員総会に出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（理事の職務及び権限）

第２８条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第２９条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第３０条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期満了前に退任した役員の補欠として、又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の在任役員の任期の残存期間と同一とする。

（代表理事）

第３１条　当法人の代表理事は理事会の決議によって１名を選定するものとする。また代表理事を２名以上設置することを妨げない。

（役員の解任）

第３２条　理事及び監事は、第２０条２項の決議により社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第３３条　理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第６章　　理　事　会

（構　成）

第３４条 この法人に理事会を置く。

２ 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権 限）

第３５条 理事会は、次の職務を行う。

（１） この法人の業務執行の決定

（２） 理事の職務の執行の監督

（３） 代表理事の選定及び解職

（議 長）

第３６条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

２ 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定められた順序により他の理事がこれにあたる。

（決議及び決議の省略）

第３７条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３８条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議事録には、出席した理事及び監事は、記名押印する。

（理事等の責任免除等）

第３９条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１４条の規定により、理事会の決議をもって、同法第１１１条の行為に関する理事または監事の責任を法令の限度において免除することができる。

２　当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１５条の規定により、理事（業務執行理事を除く）または監事との間に、同法第１１１条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度は１万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第７章　　相談役

（相談役）

第４０条　この法人に、若干名の相談役を置くことができる。

２　相談役は代表理事が理事会の決議を経て、これを委嘱する。

３　相談役は代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べる事ができる。

４　相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

５　第１６条及び第３０条第１項の規定は、相談役において準用する。

第８章　　計　　算

（事業年度）

第４１条　当法人の事業年度は、毎年８月１日から翌年７月３１日までとする。

（事業報告・収支決算）

第４２条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告し、計算書類については定時社員総会の承認を得なければならない。

（剰余金の分配）

第４３条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第９章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４４条　この定款は、第２０条２項の決議により社員総会の決議によって変更することができる

（解　散）

第４５条　この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する

第１０章　　附　　則

（最初の事業年度）

第４６条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から２０２３年７月３１日までとする。

（設立時理事及び代表理事）

第４７条　当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時代表理事 [redacted]

[redacted]

安川洋

設立時理事 [redacted]

安東真太郎

[redacted]

中島保久

[redacted]
髙原太郎

[redacted]
池田篤史

[redacted]
柴田明子

[redacted]
小野隆二

[redacted]
安川洋

設立時監事 [redacted]
馬場龍行

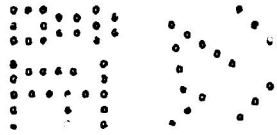
（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第４８条　当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

[redacted]
安東真太郎

[redacted]
中島保久

[redacted]



髙原太郎

[redacted]

池田篤史

[redacted]

柴田明子

[redacted]

小野隆二

[redacted]

安川洋

（定款に定めのない事項）

第４９条　この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人テスラ・オーナーズ・クラブ・ジャパンを設立のため、設立時社員安東真太郎外６名の定款作成代理人である司法書士法人ソレイユ（社員　杉谷範子）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和４年８月４日

設立時社員　[redacted]

安東真太郎

設立時社員 [redacted]
中島保久

設立時社員 [redacted]
髙原太郎

設立時社員 [redacted]
池田篤史

設立時社員 [redacted]
柴田明子

設立時社員 [redacted]
小野隆二

設立時社員 [redacted]
安川洋

上記設立時社員７名の定款作成代理人
東京都中央区日本橋2丁目1番14号
日本橋加藤ビルディング6階
司法書士法人ソレイユ
社員　杉谷範子

